

令和 5 年 6 月 21 日
高齡施策担当部高齡社会対策課

練馬区立土支田デイサービスセンター等の指定管理者の選定について

練馬区立土支田デイサービスセンター等については、平成31年4月1日から社会福祉法人練馬区社会福祉事業団および社会福祉法人安心会を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和6年3月31日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

1 選定の対象とする団体（現指定管理者）全7施設

施設名	選定の対象とする団体
土支田デイサービスセンター	(1) 団体の名称 社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団 (2) 所在地 東京都練馬区光が丘六丁目4番1号 (3) 代表者 理事長 福島 敏彦
豊玉デイサービスセンター	
高松デイサービスセンター	
東大泉デイサービスセンター	
練馬デイサービスセンター	
錦デイサービスセンター	
高野台デイサービスセンター	(1) 団体の名称 社会福祉法人 安心会 (2) 所在地 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘五丁目928番地1 (3) 代表者 理事長 片居木 裕明

2 指定期間（予定）

- (1) 土支田、豊玉、高松、東大泉、練馬、錦

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

（理由）

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）」に基づき、区立デイサービスセンターの今後のあり方を検討中である。令和5年度中に運営方法を決定し、その後3年間かけて個々の施設の方針を具体化していく。

そのため、指定期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。

(2) 高野台

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

（理由）

当該施設については、街かどケアカフェ・地域包括支援センターを併設することとなっており、令和6年度中に改修工事を見込んでいる。そのため、指定期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間とする。

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

(1) 土支田、豊玉、高松、東大泉、練馬、錦

2(1)に記載のとおり、当該施設については「次期指定期間中に事業内容の見直しや運営手法の検討を要する施設において、現在の指定管理者を次期指定管理者候補として選定する場合」（基本方針「特定の団体を指定管理者候補として選定する場合」（イ）②）に該当するため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

なお、現指定管理者は、今回の最終総合評価でも一定水準（「良」以上）に達しており、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われていると認められる。

(2) 高野台

2(2)に記載のとおり、当該施設については「次期指定期間中に施設の廃止、改築等が見込まれるため、現在の指定管理者を次期指定管理者候補として選定する場合」（基本方針「特定の団体を指定管理者候補として選定する場合」（イ）①）に該当するため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

現指定管理者は、今回の最終総合評価でも一定水準（「良」以上）に達しており、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われていると認められる。

なお、次期指定期間中に、公募により選定を行う予定である。

4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和5年第四回練馬区議会定例会に提出する。

5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

6 その他

練馬中学校デイサービスセンターについては、令和6年3月31日で指定期間の満了を迎えるが、利用ニーズが高い入浴設備がないことなどから利用率の低い状態が続いている。については、現指定管理者と協議を行い、今後のあり方を検討した結果、利用者については他施設での受入れが可能であることから、次期指定管理者の選定は行わず、指定管理期間が満了する令和5年度をもって廃止する予定である。

練馬区立デイサービスセンター 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 施設特性に応じた評価項目	(1) 自立支援・重度化防止の取組 (2) 中重度者受け入れのための取組 (3) 休止に伴う利用者等への対応（※）
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

※ 指定期間中に休止する予定の高野台デイサービスセンターについては記載の評価項目を追加する。